

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年8月28日（金）13:24～13:34
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

加藤 正嗣 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐
伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官
大西 啓仁 経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス政策専門官

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官
塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 外国家事支援人材の活用
 - 3 閉会
-

○藤原次長 すみません、時間が少し押してしまってますので、速やかに開始いたします。

関係省庁に集まっていたりまして、積み残しになっておりました、二つの問題、日本語の能力の問題、それから、派遣事業法との関係。このあたりにつきまして、御議論いただきたいと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうも、時間が遅れましてすみません。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○塩見参事官 まず、最初に外国人家事支援人材に求める日本語の能力についてでございます。この件については、これまでも、このワーキングで何回も御議論をいただいてまいりました。

特に前回、この件について御議論をいただきました際は、私どもの方から、日本語能力を「N4程度」ということで、各種調整を各方面とさせていただいた経緯でありますとか、その中で保育を含むような支援業務につきましては、日本語能力について強い懸念が一方であるという事情もお話をさせていただいた上で、そうは言いましても、外国人世帯のように必ずしも日本語の能力が要らない場合もあるのではないかとか、利用世帯がきちんと納得するということであればよろしいのではないかとか、緊急時の対応につきましても、一定の講習を行えばそれなりの対応ができるのではないかといったような御議論をいただいて、そういう方向で案文をまとめてほしいというふうに座長から御指示をいただいていたところでございます。

これまでには、それぞれ経産省、厚労省から個別バラバラに御説明差し上げてまいりましたけれども、そういう方向性を出していただきましたので、今回は、事務局、内閣府のほうから全体の案文ということで御説明させていただきたいと思います。

まず、政令の16条3号で、「家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること」を、政令で決めさせていただきます。これについての解釈ということでございます。

「必要な日本語の能力は、N4程度とする」というふうに、まずさせていただいております。N4に限定しないという趣旨で、「N4程度」と幅を持たせた表現をとらせていただいているります。

その上で、このままですと、具体的にどこまでが許されるか、どういう場合が許されないのかということが明確でなく、事業者の方がお困りになると思われますので、「具体的には」ということで、解釈を書かせていただいているります。

まず、N4そのものの日本語能力を有している方につきましては、オーケーだということでございますが、それ以外にもオーケーの場合があるということで、以下、書かせていただいているります。

令15条5号に掲げる業務、これは、子供の見守りとか保育の関係でございますけれども、それを含まない家事支援活動を行おうとする場合におきましては、例えば、外国人世帯を対象とする場合など、次の以下①から③までの全てを満たす特定機関に雇われる外国人の方については、日本語能力がN4ということでなくてもよいというふうにしております。

具体的な要件として、まず、①番といたしまして、外国人材の有する日本語能力につきまして、利用世帯との間で、十分に説明をした上で明示的に合意をするということが会社のルールになっている場合ということでございます。

利用世帯に説明をする際に、これまでも、このワーキングで御議論がありました、例え

ば、ジョブ・カードに書いたらどうかという御議論もございました。そういうジョブ・カードの写しを利用世帯にお見せをするといったようなことも考えられるかと思います。

いずれにしましても、契約の相手方、利用世帯に対して十分に説明をして、いいのではないかと先方と合意をしている場合には、よろしいのではないかということでございます。

二つ目といたしまして、特定機関及び利用世帯と外国人材との間で、日本語以外の言語を用いて十分な意思疎通ができる場合ということでございます。外国人材が会社と必要であれば連絡をとって、会社の指示を受けることは必要でございましょうし、利用世帯との間でも一定のお話ができるということが必要ではないかと思いますので、そういうやりとりがきちんとできる場合であれば、支障がないであろうということでございます。

三つ目といたしまして、緊急時の対応の研修を受けているということでございます。入国をした後、活動を開始する前までには、外国人材の方に警察・消防への対応など緊急時の対応につきまして、一定の研修を受けさせる、こういうことを事前にやっている場合ということでございます。

こういう①②③の全てにちゃんと対応している会社に雇用される外国人であれば、必ずしも、N4の日本語能力がなくてもよろしいという形です。

全体としましては、「N4程度」と書きつつ、「程度」の意味をはつきりさせ、困らないようにするという案でいかがかということでございます。よろしくお願ひいたします。

○八田座長 ありがとうございました。

委員の方から御意見を伺いたいと思います。

○原委員 私、このセッションに全部出ていなかつたかもしれませんけれども、これだけ要件を課すのであれば、子供がいてもいいのではないかという気もしますが、それは、もうやらないで、外すという前提になっているのですか。

○塩見参事官 そこも含めて、前回の御議論だったかと思いますけれども、子供を含む保育の場合に、色々各方面の強い御懸念が現時点ではあるということも踏まえまして、最初のスタートのところでは、少し分けてスタートしてみたらいかがだろうかという御提案でございます。

○八田座長 他に御意見ございますか。

○阿曾沼委員 例示していただいたので分かりやすくなつたと思います。

○八田座長 本当に、どうもありがとうございました。

それでは、ここからスタートするということで、よろしくお願ひいたします。

○阿曾沼委員 あとは、多くの事業者が責任をもって良い提案をして頂くことを期待したいですね。

○八田座長 どうぞ。

○塩見参事官 以上が、家事支援人材の日本語能力の問題でございましたけれども、もう一つ、色の付いた資料を抜粋という形で御用意しております。しばらく間が空いてしまいました、大変申し訳ございませんでした。

今回、家事支援人材に利用世帯で働いていただくに当たりましては、派遣という形ではなくて、請負契約という形でいっていただくということにしています。利用世帯と会社がきちんと請負契約を結んだ上で、社員として外国人材が行くということになる訳ですが、会社が全責任を負うということで、請負契約の形態にさせていただいている訳でございます。

逆にいいますと、派遣は、今回は認めないというふうにしてございまして、派遣法上、明示的にダメと言われていない業務を、運用上請負に限って認めるようなケースが他にあるのだろうかというお尋ねを前にいただいておりました。その調べた結果の御報告ということでございます。マニュアルには、労働者派遣事業を行うことができない業務として、明示的にいくつかの業務が適用除外業務となってございます。

それ以外にということでは、その他派遣事業ができない業務等ということで、当該業務について定める各法令の趣旨から派遣事業を行うことはできないと、明示的に法令でダメとは書いていないけれども、派遣ができないケースといたしまして、弁護士、会計士、建築事務所の管理建築士の業務など、法令上、明示的に抜いてはいないけれども、解釈・運用上できることとされている事例があるということでございますので、御報告をさせていただきます。

○八代委員 すみません、確認だけなのですが、今回の法律で、請負に限るというのは、どこに書いてあるのですか。

○塩見参事官 すみません、今日、資料をお配りできていなくて申し訳ありませんが、内閣総理大臣が定める指針の中で、請負契約に基づいて業務が行われると。

○八代委員 というふうに書いてあるのですね。

○塩見参事官 はい、書かせていただきたいと思っております。

○八田座長 これについては、他に御意見ありますか。

○阿曾沼委員 研修の中の一部はこれはこれで、現状はこうだということですね。

○八田座長 これは、別に別途あると。

○阿曾沼委員 そうですね。

○八田座長 では、この外国人家事支援人材については、これだけですかね。

では、先ほど原さんが御指摘になったように、今回はこれでいくけれども、将来は、子供がいる場合についてさらに緩和できるようにしていきたいと思います。他の条件は、立派な条件が付いたのだから。

どうもありがとうございました。